

平成22年度包括外部監査

「特別会計における事務の執行及び事業の管理」
包括外部監査結果報告書に対する対応状況と考え方

久留米市

平成30年3月

平成22年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況
特別会計における事務の執行及び事業の管理

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
71	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 1. 国民健康保険運営協議会が適切に開催され運営されているか 運営協議会の委員の報酬は、討議の内容や責任と比べて低い水準となっている。国民健康保険制度が抱える多くの問題や今後の運営に関わる国民健康保険運営協議会の重要性を考慮すると、報酬の増額の検討が必要である。	国民健康保険運営協議会委員の報酬については、この規定の中における他附属機関や近隣都市の報酬との比較及びバランスから考慮した結果、妥当な額であると考えております。	措置しない
72	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 2. 保険料が合理的に決定されているか 現行の保険料では久留米市国保財政の収支状況が悪化していくことは避けられない。収支状況を改善するにはいくつかの方法が考えられるが、法定外の一般会計繰入については、現在久留米市では保険料の減免制度に基づく減免分の補填として繰入を行っている。久留米市の国民健康保険料が高い理由に久留米市が全国平均を上回る医師・病床数や高度医療機能の充実など恵まれた医療環境にあることで療養給付費が高くなっているということが挙げられるのであれば、それは国民健康保険加入者以外の市民も同様に恩恵を受けているということである。このことは国保加入者との公平を図るための法定外繰入として一般会計からの繰入を認める理由の一つにはなるのではないかとと思われる。	久留米市国保はこれまで、法定外繰入として「保険料減免分」「福祉医療波及分」および「非自発的失業者保険料軽減分」を一般会計から繰入れてきましたが、平成26年度より、新たに「保険料上昇抑制分」を加え、国民健康保険財政の安定化に努めております。	措置済
73	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 3. 予算が合理的に策定されているか 安定した財政運営を図るために、更に予算の精度を向上させる必要がある。	国庫支出金など、国保の財源(歳入)構造は非常に複雑な仕組みとなっており、制度の理解を深め、的確な歳入把握に努めております。 また、医療費についても、過去の医療費の推移、加入者の年齢構成の動向、診療報酬改定による影響などを考慮し、適切な予算計上に努めております。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
73	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 4. 賦課業務について (2) 未加入者の把握が適切に行われているか① 全国健康保険協会等他の保険者データ受渡しが可能になるよう国に働きかけることが必要である。	現在窓口においては、転入届等の手続きの機会をとらえ、国保加入が必要な方について手続きが漏れないよう案内しており、また、毎年、住民税の給与支払い報告を行っている事業者に対し、国民健康保険の加入・喪失の手続きについてのチラシを送付し、手続きが済んでいない従業員がいる場合の手続き案内を行っております。 一方で、現在、国においては、「社会保障・税番号制度」導入後の個人番号利用事務拡充の検討がなされていることから、その動向を的確に把握しながら対応してまいります。	措置しない
73	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 4. 賦課業務について (2) 未加入者の把握が適切に行われているか② 意図的に保険料を支払わず、いざ病気になったときに過年度の保険料を納めて加入するケースもある。時効が5年と長い国民健康保険税方式への変更も検討してもよいのではないか。	収納率向上を図るため、徴収を行う納付指導員制度の導入に当たって、平成元年に税から料方式に変更した経緯があることや、社会保険制度として料方式の方が受益と負担の関係が理解されやすいこと、さらに賦課徴収と給付の事務は一体的に行われることが効果的、効率的であることから引き続き料方式で対応してまいります。	措置しない
74	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 4. 賦課業務について (3) 未申告者の処理が適切に行われているか 未申告対策は未申告世帯、未申告被保険者の減少でも一定の成果を上げていることが認められるが、県の指導の2.0%を上回っている水準にあるため未申告者に対して一層の働きかけが必要である。	未申告者には、健康保険課は8月に、市民税課は10月に、申告呼出しを行っていることに加え、臨戸訪問や電話催告時の未申告者への取組の更なる強化を図っております。また、平成26年度においては、未申告率を2.3%まで引き下げることができ、今後もこの水準を維持してまいります。	措置済
74	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 4. 賦課業務について (4) 短期被保険者証の発行管理が適切に行われているか ① 有効期限1ヶ月の短期証を発行し納付相談の機会を確保する必要がある。	1ヶ月の短期証については、期間が短く、医療機関の事務や被保険者の混乱を招く恐れがあります。今後も納付指導員による臨戸訪問等を実施し納付相談の機会の確保に努めており、接触の機会は確保してまいります。	措置しない

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
74	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 4. 賦課業務について (4) 短期被保険者証の発行管理が適切に行われているか ② 短期被保険者証交付者の管理が非効率	新システム導入により、短期被保険証交付者の経過記録や指導記録は端末上で管理できるようになり、業務の効率化を図っております。	措置済
74	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 4. 賦課業務について (5) 資格証明書の発行管理が適切に行われているか	新システムの導入により、資格証明書の交付や経過記録が共有できるようになり、適切な管理を行っております。	措置済
75	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について ア. 収納率向上のための事業(1) ① 収納率向上対策として口座振替の推進を図るため、国保加入時に口座振替加入を強力に勧奨できないか検討する。	平成25年度より口座振替推進の強化のため、当初納付書の様式を見直し口座振替依頼書を添付することとし、また、市役所窓口での受付を再開し、口座振替加入を強化しております。また、平成27年10月よりキャッシュカードによる口座振替加入手続きが可能になりました。なお、この導入を期に「口座振替受付サービス実施要綱」を制定し、口座振替での納付を原則とし、口座振替加入を推進してまいります。	措置済
75	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 ア. 収納率向上のための事業(1) ② 口座再振替日を年金月は15日以降に実施するとともに、口座分納についても再振替を実施する。	新システム導入により、口座再振替を毎月15日以降で実施しております。 また、口座分納についても再振替を実施しております。	措置済
75	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 ア. 収納率向上のための事業(1) ③ 年度末及び年度始めに加え、四半期に一度は休日窓口開庁を行い、被保険者の納付相談の利便性を考慮する	休日窓口開庁につきましては、例年4月、12月、3月に実施しております。 平成26年度から、9月にも休日納付相談日を設置し、四半期に一度休日窓口開庁を行うようになり、被保険者の納付相談の利便性の向上を図っております。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
75	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 ア. 収納率向上のための事業(1) ④ システムの稼働時間を延長し、定期的に夜間相談窓口を設置できるようシステムを構築すべきではないか。	新システムにおいても旧システム同様、時間外(午後8時まで)におけるシステム稼働は可能となっております。また、毎週木曜日は、窓口及び電話での納付相談を午後7時まで延長しております。	措置済
75	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 ア. 収納率向上のための事業(1) ⑤ システム導入後、コンビニ収納の実施に向け業務内容を検討する必要がある。	納付者の利便性向上のため、平成26年度当初賦課から国民健康保険料のコンビニエンスストア収納を実施しております。	措置済
76	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 ア. 収納率向上のための事業(1) ⑥ 関係者の証言だけで居所不明者としており、もう少し厳密に調査すべきでは。また居所不明調査の具体的な要領を作成すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、居所不明の調査については、具体的手順を定めた要綱に基づき、納付指導員に調査内容の報告を求める等、客観的な判断ができる体制を整備しております。	措置済
76	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 ア. 収納率向上のための事業(1) ⑦ 滞納者の抽出に当たって、新システムでは様々な条件で抽出できるシステムを導入すべきである。	平成24年1月に滞納管理システムを導入し、滞納者を金額、居住区、現年過年等の多様な条件で抽出できるよう見直しております。	措置済
76	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 イ. 収納率向上のための事業(2)ー納付指導員について ① 納付指導員の地区見直しや民間業務委託も含めた業務の見直しを図る必要がある。	ご指摘を踏まえ、納付指導員については必要に応じて担当地区を見直すとともに、平成24年7月からは、民間への業務委託の導入を行うなど、徴収業務の効率化に向けた指導員業務の平準化を図っております。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
77	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 イ. 収納率向上のための事業(2)－納付指導員について ③ 納付指導員1人当たりの徴収効率を高めるためにも、地区割りの見直しや担当地区の交代など、納付指導員の業務内容の平準化を図る必要がある。	納付指導員の減少に伴う地区割や担当地区の交代など業務内容の平準化を必要に応じ実施しております。	措置済
77	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 ウ. 収納率向上のための事業(3)－国民健康保険料収納率向上対策実施計画書について 国民健康保険料収納率向上対策実施計画書の検証作業が行われていない。	ご指摘を踏まえ、収納率向上対策実施計画書については、目標を達成するための具体的方策を定めるとともに、その実績について毎年度検証を行い、次年度の年間計画書への反映を行っております。	措置済
78	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 エ. 収納率向上のための事業(4)－平成24年度に予定する新システムの導入について 平成24年度導入する新システムについては予算の範囲内で可能な限り現場レベルの意見を拾い上げるべき。	新システムの導入にあたり、資格管理や滞納管理の面で現場サイドのニーズを反映したカスタマイズを行いました。今後不十分な点や不具合が見つければ適宜協議し、可能な範囲で改修を行います。	措置済
78	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (1) 収納に関する事務内容 オ. 収納率向上のための事業(5)－税収納推進課との連携について 滞納者情報を税収納推進課と共有すべき。	オンラインによる個人情報の共有化は、個人情報保護の観点から困難であると考えますが、これからも、法令に基づき必要に応じて税情報の調査を行っており、引きつづき収納率向上に努めてまいります。	措置しない

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
78	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (2)滞納整理事務一般について ア. 滞納整理に関する組織と体制について 収納率が低下傾向にあり、かつ滞納繰越分の収納率が40中核市中29位という現状では、体制を整備して税収納推進課同様、現年と滞納繰越を担当する組織を創設する必要がある。また研修を充実する必要がある。	平成23年度に設置した特別滞納整理班を中心にして、積極的な財産調査を行い、その結果により納付指導や差押を実施しております。また、研修にも積極的に参加し、職務能力の向上に努めております。なお、平成25年度は外部から収納対策アドバイザーを招いて、課全体のスキルアップ研修を予定しており、多角的な手法を用いた滞納整理に努めてまいります。また、平成27年度より特別滞納整理班の指導で収納地区担当者が差押えを実施するように滞納整理体制を強化しております。	措置済
79	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (2)滞納整理事務一般について イ. 滞納整理に関するマニュアルの整備について 滞納事例の事務処理について担当職員によって対応が異なり公平性を欠く。新システム稼働までにマニュアルを整備すべき。	ご指摘の点を踏まえ、マニュアルを作成しております。	措置済
79	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (2)滞納整理事務一般について ウ. 過年度繰越分の滞納者リスト 滞納者の納付指導記録は手書きファイルに管理されていて情報の共有が出来ず効率性を欠いている。	新システム導入で、指導記録は端末上で共有化できるようになりました。これにより、担当者不在でも交渉経過を容易に引き継ぐことができ、効率的な納付指導につながっております。	措置済
80	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (3)滞納整理の具体的手続について ア. 督促状の発送 督促状の引き抜き作業は費用対効果の観点から検討すべき課題である。	新システムの導入により、圧着はがき様式となり封入封緘の業務が無くなり、引抜き作業が激減しております。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
80	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (3)滞納整理の具体的手続について イ. 催告書の発送 分納誓約が提出されていない分割納付者に催告が送られないのは問題がある。また督促後翌月には催告書B、翌々月には催告書Cが発送されており費用の面で検討の余地がある。	誓約書の提出の有無に関わらず分割納付者は保険料の納付が困難なことから納付相談を受け納付金額等の誓約を行っているもので、違約した場合には、分納催告書や分納取消通知を送付しております。 また、催告書の送付時期は、督促後入金のない場合に催告書Bを毎月送付、催告書Cは年末や年度末の時期に限定して送付を行っており、効率化を図っています。	措置済
81	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (3)滞納整理の具体的手続について ウ. 電話催告 初期末納対策として電話催告を実施しているが、その時期は国保では催告書B発送後だが、税では督促後実施しており、21年7月から9月までの実績で1,157件実施し876件の収納を確認しており、出来るだけ早い時期に実施することが効果的。	平成27年度から初期末納対策として督促状発送前後に、電話催告を実施しております。	措置済
81	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (3)滞納整理の具体的手続について エ. 分割納付 分割納付については明確な基準がなく担当者の裁量で実行されている。新システム導入後は基準を明確にし、分割納付のマニュアルを整備すべき。	ご指摘の点を踏まえ、マニュアルを作成し業務処理の標準化を図っております。	措置済
82	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (3)滞納整理の具体的手続について オ. 滞納処分(差押え) 差押の実施には専門的な知識が必要であり、差押の強化に当たっては研修等知識と技術の取得の場を整備する必要があるとともに、差押を預貯金以外にも実施し、インターネット公売等も実施すべき。	インターネット公売については、差押物件の保管等に費用がかかる等、課題も多いと考えております。なお、23年度に特別滞納整理班を設置するとともに当該職員の知識習得に努めつつ、預貯金以外の差押物件としては、生命保険やその他債権の差押を行っているところです。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
83	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (3)滞納整理の具体的手続について カ. 不納欠損 新システムの導入に当たっては瞬時に不納欠損処理が出来るようなシステムを導入する必要がある。	ご指摘の点を踏まえ、不納欠損処理がスムーズにできるシステムを導入しております。	措置済
83	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 5. 収納業務について (3)滞納整理の具体的手続について キ. 延滞金 延滞金の減免に当たっては要綱に基づき厳密に運用されているが、延滞金の納付義務に対する意識を働きかける厳しい徴収がなされていない。	要綱に基づき適正に処理を行っているところですが、ご指摘の点を踏まえ、電話催告や臨戸訪問においても延滞金の説明を行う等、延滞金の納付義務に対する意識付けに努めてまいります。	措置済
83	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 6. 窓口業務(現金収納)が適切に行われているか ① 窓口収納の現金送達について上司の承認が行われていない。	ご指摘の点を踏まえ、上司の確認を受けるよう、見直しを行っております。	措置済
83	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 6. 窓口業務(現金収納)が適切に行われているか ② 4時以降の入金について、残高の承認が行われていない。	ご指摘の点を踏まえ、担当者相互による確認に加え、上司の承認を得るよう見直しを行っております。	措置済
84	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 7. 給付業務について (2) 第三者行為求償事務が適切に行われているか ① 第三者行為求償事務の適正化において入金時に調定額と収入額を同時計上するやり方を改め、調定額は請求額が確定した時点で計上し、入金時に消し込みを行うこと。	今回の指摘を踏まえ、求償業務委託団体との間で、求償額が確定した時点で市に通知するよう要望し、事前通知をもとに調定するよう改善しております。	措置済
84	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 7. 給付業務について (2) 第三者行為求償事務が適切に行われているか ② 不納欠損処理を行う場合、その理由を明示すること。	ご指摘のとおり、不納欠損処理を行う場合は、その理由を付記するようしております。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
84	健康福祉部	健康保険課	第1 国民健康保険事業特別会計 7. 給付業務について (3)はり・きゅう・マッサージ助成事業が適切に行われているか 受付、入力者が同じであったり、交付印が漏れているケースがあり、手続きを統一する必要がある。	ご指摘のとおり、複数の担当者で処理を行い手続きを統一することが事務処理ミスの防止に繋がる事から、可能な限り複数で対応するなど、的確な事務処理に努めております。	措置済
93	商工観光労働部	競輪事業課	第2 競輪事業特別会計 1. 開催収支に関する個別的検討 (2)収益改善のための施策について ① ナイター競輪の開催 ナイター競輪の開催にあたっては、照明設備の費用など新たなコストも発生するため、その効果のほどは、数値をもって検証される必要がある。	市営競輪の売上については、平成23年度は14,037,601千円、平成24年度は14,057,468千円の売上になっており、競輪業界が全国的に右肩下がりの状況である中、ナイター競輪を開催した成果といえます。平成24年度収支についても、開催収支で244,924千円と前年比較で207,224千円の改善見込となっています。25年度以降も引き続き収益性の高いナイター競輪を中心に開催する方向で開催日程を調整し、さらなる売上確保と収益改善を目指していきます。	措置済
94	商工観光労働部	競輪事業課	第2 競輪事業特別会計 1. 開催収支に関する個別的検討 (2)収益改善のための施策について ② 重勝式車券の発売 重勝式車券の発売は、新たな競輪ファンの獲得策として開始されたが、これもその効果がどれほどあるのかを数値をもって検証される必要がある。	平成24年度20,214千円の売上(発売日数58日、収益率約5.5%)となっています。発売商品の性質上、繰越金の発生具合によって売上が左右されますが、確実な収益源の一つとして、今後も発売を継続していきます。	措置済
94	商工観光労働部	競輪事業課	第2 競輪事業特別会計 1. 開催収支に関する個別的検討 (2)収益改善のための施策について ③ 選手賞金の見直しについて 開催収支がプラスになる特別競輪や記念競輪の賞金は別として、収支がマイナスになる普通競輪の賞金は減額を検討すべきではないかと考えられる。	全国競輪施行者協議会を通じて、競輪選手団体と交渉を持ち、一部レースでは、9車立て→7車立てへの変更により、賞金総額の減額を行っています。引き続き同協議会を通じて、レース形態の見直しや賞金減額交渉を進めていきます。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
94	商工観光労働部	競輪事業課	<p>第2 競輪事業特別会計</p> <p>1. 開催収支に関する個別的検討</p> <p>(2) 収益改善のための施策について</p> <p>④ 人件費について</p> <p>久留米競輪場の人件費は、単価の観点からは、全国的に見て高いとはいえないであろう。一方、人数の観点からすると、電話投票やインターネット投票の増加により、来場者が減少している状況であるから、平成22年4月現在で146名いる臨時従業員登録者数が妥当なものなのかを検討する必要があると思われる。</p> <p>また、現在は外部の業者に委託している競輪場の清掃を、車券販売等従業員にまかせることでコストダウンを図ることができないかもあわせて検討する必要があると考える。</p>	<p>平成23年度からの場外発売時の清掃業務の一部については引き続き従事員の有効活用を行っています。</p> <p>毎年退職者の補充を行っていないため、H25.4.1現在では従事員数88名となっています。また記念競輪やナイター開催時には再雇用、再々雇用希望者の補充によりサービス体制を維持している状況です。</p>	措置済
121	農政部	中央卸売市場	<p>第3 中央卸売市場事業特別会計</p> <p>5. 委託料の監査</p> <p>(1) 警備業務委託</p> <p>警備業務委託については、長期継続契約としているが、複数業者の見積りを取るべきである。</p>	<p>平成27年度より単年度契約として指名競争入札により対応しました。</p>	措置済
121	農政部	中央卸売市場	<p>第3 中央卸売市場事業特別会計</p> <p>5. 委託料の監査</p> <p>(2) 施設保守等業務委託</p> <p>施設保守等業務の内、空調設備保守点検委託については、特殊な保守点検技術が必要とは考えにくく、又、契約金額の決定が不明確である。</p>	<p>平成28年度に仕様書を見直し、指名競争入札を実施しました。</p>	措置済
121	農政部	中央卸売市場	<p>第3 中央卸売市場事業特別会計</p> <p>5. 委託料の監査</p> <p>(4) 有害鳥獣駆除委託</p> <p>有害鳥獣駆除委託については、毎年複数の業者による見積り合せを行われたい。</p>	<p>平成25年度に実施可能な業者を調査し、見積り合わせを行いました。今後とも業者の調査や駆除効果などの研究を行い適正な業務委託を検討します。</p>	措置済
122	農政部	中央卸売市場	<p>第3 中央卸売市場事業特別会計</p> <p>6. その他の一般管理費の監査</p> <p>(1) 総務管理費</p> <p>自治会活動費の定額補助の算定根拠となる規定が存在しない。</p>	<p>平成25年度から適用できるよう要綱を改正しました。</p>	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
122	農政部	中央卸売市場	第3 中央卸売市場事業特別会計 7. 中央卸売市場特別会計の5年間の収支状況 取扱高が平成17年から減少傾向にある。生鮮食料品の物流の変化に伴い、市としても今後の在り方について検討する必要がある。	久留米市中央卸売市場が今後も市民への生鮮食料品の安定供給を担うとともに、将来にわたって持続可能な市場運営を実現するため、市場の強み、弱み等を分析して新市場活性化推進計画(H27~H31)を策定し、同計画に基づく施策に取り組んでいきます。	措置済
122	農政部	中央卸売市場	第3 中央卸売市場事業特別会計 8. 市場の経営改革と今後の方向性の検討 第9次卸売市場整備基本方針において、一般会計繰入金の基準を超えた場合、市場の再編が迫られることになる。歳入の確保を図るため久留米市中央卸売市場運営協議会における市場活性化の議論を具現化するよう努められたい。	平成22年度に策定した「市場活性化推進計画」に沿って、売上高対策、市場開放の施策を進めています。 ①売上高対策 H23 青果部低温倉庫供用開始 大型量販店訪問 ②市場開放 H23~夏休み市場探検隊、消費者見学会、H24 市民感謝祭を市場内で実施	措置済
123	農政部	中央卸売市場	第3 中央卸売市場事業特別会計 9. 地方卸売市場への移行についての検討 地方卸売市場へ移行した市場や、今後、移行する市場の動向並びに移行後の経過等を注視していく必要がある。	水産物部につきましては、久留米市中央卸売市場運営協議会での検討、審議を行い、H29年10月に地方卸売市場へ転換しました。 青果部につきましては、市場関係者の意見を鑑み、現状のとおりとしました。	措置済
124	農政部	中央卸売市場	第3 中央卸売市場事業特別会計 10. 競争入札等についての検討 複数業者による見積り合せによる決定を行われたい。	委託内容によっては、限定された対象物のメンテナンスなど、随意契約を行わざるを得ないものもありますが、修理等の可能なものから実施しています。	措置済
124	農政部	中央卸売市場	第3 中央卸売市場事業特別会計 11. 卸売業者単複論についての検討 青果部卸売業者の複数制について考える機会が必要と思われる。	現在の青果部の取扱高では、卸売業者の複数制は困難であると判断しています。	意見に対する見解

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
124	農政部	中央卸売市場	第3 中央卸売市場事業特別会計 12. 市場の活性化又売上高使用料・施設使用料の検討 売上高減少への対策として、久留米市中央卸売市場協議会において市場の活性化の答申が出されており、この実行が望まれる現状である。施設使用料については、何年か置きに見直す機会が必要と思われる。又、関連事業者の空き部屋を無くすため、入居条件の見直し等も含めて検討すべきと思われる。さらに、1件収入未済額が発生し、3年にわたり未納となっている。このようなケースは3年待たずに条例の規定により、早期に許可を取り消すべきだったと思われる。	施設使用料については、施設を改良し新たな機能が附加される際に改定することとしています。 また、関連棟の空き店舗対策については、平成27年度に資格要件の見直しを行いました(市内居住等を削除)。 また、使用料の未納については、督促状などの送付により早期に対応しております。	意見に対する見解
125	農政部	中央卸売市場	第3 中央卸売市場事業特別会計 13. 雑収入(上下水道料・電気料)の検討 上下水道料と電気料について、市が立替払いをしているが、事務の簡素化・効率化のため電力会社から直接事業者に請求を行ってもらうべきと思われる。	使用状況から、以下の理由により実現は困難と判断しています。 【電気料金】 ①現在の大口契約を前提に大規模な受変電施設を整備するとともに、電力入札を行っている。その結果、大幅な経費の削減につながっている。 ②事業所ごとに複数ある電気メーターを、一つにまとめる工事が必要となる。また、施設の一部返還や追加などがあった場合、その都度電気メーターの工事が必要となり、経費が増大する可能性がある。 【水道料金】 事業所ごとに複数ある水道メーターを、一つにまとめる工事が必要となる。また、施設の一部返還や追加などがあった場合、その都度水道メーターの工事が必要となり、経費が増大する可能性がある。	措置しない
125	農政部	中央卸売市場	第3 中央卸売市場事業特別会計 14. 売上高使用料の算定についての検討 第三者機関による監査等の導入により、相手方の提出金額のチェックの充実を図るべきと思われる。	農林水産省への報告書(事業報告書/年1回・純資産額調査/年2回)と突合し、チェックを行っています。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
125	農政部	中央卸売市場	第3 中央卸売市場事業特別会計 15. 企業会計の導入の検討 収支のバランス、投下資本の回収さらには費用対効果の分析等のため、一部の市場では市場原理の導入、企業会計の導入がなされており、当市場としても特別会計としての独立した会計単位・システムを検討すべきと思われる。また、早急に備品台帳の整理が必要と思われる。	企業会計の導入等については、当市場の規模ではメリットは少ないと考えています。今後とも、他の市場の状況などを踏まえながら、費用対効果、妥当性等について研究していきます。また、備品台帳の整理は行っています。	意見に対する見解
125	農政部	中央卸売市場	第3 中央卸売市場事業特別会計 16. 市債の繰入、返済についての検討 市債の元本償還期間と減価償却期間との対応は、期間損益の概念がない為検討されておらず、今後必要と思われる。	元本償還期間は、借入れ金額や返済利率等の借入れ状況によるものであり、金利が低い現在は、以前と比較して短い期間で償還する事になっています。	意見に対する見解
156	上下水道部	下水道施設課	第4 下水道事業特別会計 1. 下水道事業の財務分析について ① 委託料が職員給与費の減少に伴って増加していることに、管理上注意を要する。	委託料の増加は、処理水量の増加に伴う汚泥処理委託料と新たな処理施設稼働に伴う維持管理業務委託料の増加によるものです。 外部委託を行う際には、より効果的な業務委託になるよう努めています。	意見に対する見解
156	上下水道部	総務	第4 下水道事業特別会計 1. 下水道事業の財務分析について ② 財源の多くを地方債に依存しているため、将来の負担を考慮した中長期的な展望が望まれる。	平成26年度に地方公営企業法適用を予定しています。平成24年度に次期公営企業経営健全化計画を策定し、将来の負担を考慮した、持続可能な事業運営を行っています。 平成26年4月1日地方公営企業法適用済	措置済
156	上下水道部	総務	第4 下水道事業特別会計 1. 下水道事業の財務分析について ③ 資本的収支における収支差引は、全国(-16%)に比べ、久留米市(-20%)は明らかに悪い。資本的収支の改善が望まれる。	久留米市の下水道普及率は平成21年度末現在で68.2%と低く、普及拡大が課題の一つであり、建設改良に多額の資金を投入する必要があります。そのため、会計全体に占める資本的支出の割合が大きく、収支差引は全国に比べ低い状況となっています。 普及が進むにつれ、改善に向かうものと考えていますが、事業執行にあたっては、財源の確保に努め、財政計画を基に適正な規模の建設改良を行っています。	意見に対する見解

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
156	上下水道部	下水道業務課	第4 下水道事業特別会計 2. 下水道接続融資あっせん制度について 融資あっせん制度の利用者が少ない。今後、広報を充実するなど適宜対処する必要がある。	平成24年度に融資あっせんのポスターを作製し、市内各庁舎・指定工事店・金融機関に送付し、周知を行いました。 また、融資あっせん制度の利用向上策について、以下のとおり、周知及び検討等を行いました。 ① 下水道工事の説明会における周知 ② 供用開始の通知時における周知 ③ 未接続者への接続依頼通知時における周知 ④ 未接続者に対する個別訪問時における周知 ⑤ 下水道指定工事店や責任技術者への講習会時の制度説明	措置済
156	上下水道部	下水道建設課 (下水道施設課)	第4 下水道事業特別会計 3. 不明水対策の実施について ② 不明水の状態の把握に対する意見 不明水対策の優先順位については、単に古い箇所ではなく、汚水流下区域ごとの水道使用量を把握し、実際の不明水量を算出することで、実情に応じた優先順位により行うべきである。	管渠の老朽化等による不明水対策としての優先順位については、計画策定時に流量調査やTVカメラ調査を基に決定しています。	措置しない
157	上下水道部	下水道建設課	第4 下水道事業特別会計 3. 不明水対策の実施について ③ 不明水対策の評価手法に対する意見 効果の評価手法については、処理場全体での有収率で行っているが、評価が的確に表されていないため、市民への説明責任という意味でも、不明水対策を行った区域だけの有収率で評価を行うべきである。	止水対策工事について、対策工事区域内の水道使用量と、汚水流下量を比較する区域を設定し評価を行いました。	措置済
157	上下水道部	総務	第4 下水道事業特別会計 4. 一般会計繰入金について 「雨水公費、汚水私費」の原則から、本来受益者が負担すべき資本費に対して、一般会計(税金)から繰入金が充てられている。また、基準外繰入金の中にも、受益者が負担すべきものが含まれる。安定的な経営のためには、長期的財政計画等により、使用料水準や、繰入金が一般会計に与える影響を考慮し経営に努める必要がある。	平成26年度より地方公営企業法適用しています。平成27年度決算における一般会計からの繰入金については、全て基準内での繰入となっております。	検討中

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
157	上下水道部	総務	第4 下水道事業特別会計 5. 下水道使用料・受益者負担金の収入事務及び債権管理について 汚水処理費のうち使用料により回収されているのは7割強である。使用料が低い水準にとどまり、使用料で負担すべき経費を一般会計からの繰入金により賄っている場合は、市の財政に支障をきたすことがないよう、使用料を早急に適正な水準に引き上げる等経営の健全化を図る必要がある。	汚水処理費については、使用料と基準内の繰入金によって賄っています。	措置しない
158	上下水道部	下水道施設課	第4 下水道事業特別会計 6. 人件費と委託料について 維持管理業務のうち委託可能なものについては、積極的に民間等への委託を推進するとともに、市内部の他部門との相互協力や今後増加が見込まれる下水汚泥の広域・共同処理に取り組む等、より一層の経費節減を図る必要がある。	今までも処理場の運転管理業務やポンプ場を含めた施設の維持管理業務など、随時外部への委託を行ってきており、平成24年度には放流水等の分析検査業務を新たに外部委託しました。汚泥の共同処理については、研究課題としたいと考えています。	措置済
158	上下水道部	下水道施設課	第4 下水道事業特別会計 7. 浄化センターについて② 中央浄化センターにおいては、老朽化し使用されていない施設があるので、有効利用も視野に入れて、検討していく必要がある。	休止中の施設は、昭和45～52年度に整備した第1プラント処理施設であり、建設後39～46年が経過しています。 今後、下水道施設全体の管理の最適化を目的として国が推進するストックマネジメント計画の策定を行い、これに基づき施設の再構築を進めて参ります。	検討中
158	上下水道部	下水道施設課	第4 下水道事業特別会計 7. 浄化センターについて① 消化ガスについては、費用対効果の高い設備により有効利用を図る必要がある。	中央浄化センターにおいては、平成24年度より高効率、低コストのマイクロガスタービンによる消化ガス発電を開始しました。また、南部浄化センターにおいては、平成26年度よりマイクロガスタービン発電機が稼働予定です。	措置済
159	上下水道部	総務	第4 下水道事業特別会計 8. 下水道事業における情報公開の推進と地方公営企業法適用の推進について ① 下水道事業は、多額の資産を有し中長期的に経営を判断する必要があることから、企業会計方式による財務諸表を用いることで、経理内容の明確化と企業経営の健全化を図る必要がある。	平成26年度から地方公営企業法適用しました。企業会計方式により、経営状況の明確化と経営健全化を図ってまいります。	措置済

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
159	上下水道部	総務	第4 下水道事業特別会計 8. 下水道事業における情報公開の推進と地方公営企業法適用の推進について ② 料金水準や人件費等について、類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解・評価しやすいように工夫し、積極的な情報開示に努めることが求められる。	平成26年度から地方公営企業法適用しました。企業会計方式により、経営状況の明確化と経営健全化を図ってまいります。	今後の措置方針を決定
159	上下水道部	総務	第4 下水道事業特別会計 8. 下水道事業における情報公開の推進と地方公営企業法適用の推進について ③ 総務省が取りまとめている「下水道事業経営指標」の活用により、経営課題を把握し、経営の健全化に努めることが可能であると思料する。	決算状況等の分析の際、本市における指標を整理するとともに、経営課題把握のため、「下水道事業経営指標」を参考としています。	措置済
181	総務部	情報政策課	第5 介護保険事業特別会計 4. 情報セキュリティ対策の検討 イ. 情報セキュリティ研修は、3年間で全職員の研修を行うようになっているが、原則年間で全職員の研修を行うべきである。また、一般職員及び臨時職員も研修対象に加えるべきである。	平成21年度に課長級、平成22年度に課長補佐級、平成23年度に主査級、平成24年度から平成26年度にかけて一般職を対象に研修を実施しました。また毎年、新規採用職員に対しても研修を実施しております。当課としましては、毎年受講対象者を決定し、3年間で全ての管理・監督職、及び、一般職員に研修を完了する方針を採っております。 また、研修の補完として、日々新たに発生しているセキュリティ上の脅威について、全職員向けのメールで情報提供を行い、職員が最新のセキュリティ動向を把握できるよう対策を行っております。	措置済
181	総務部	情報政策課	第5 介護保険事業特別会計 4. 情報セキュリティ対策の検討 ロ. セキュリティ自己チェックシートに関し、過年度の回収状況が低いため、庁舎内での回答状況の公表を検討すべきである。	平成29年度には番号法施行に伴う情報連携本稼働や情報系NWからインターネット接続系NWを分離するネットワーク強化を行ない、ネットワーク構成の大きな変更があったため、平成30年度に自己点検チェックシートの見直しを行ない、庁内に展開します。	今後の措置方針を決定

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
201	上下水道部	下水道業務課 (営業管理課)	第6 農業集落排水事業特別会計 1. 経費回収率の状況 久留米市における農業集落排水事業の経費回収率は全国平均と比較して低い状況にあるが汚水処理費全額を使用料で賄うとなると著しく高額な使用料設定になり現実的でない一方、少なくとも維持管理費は負担できるように使用料の適正な値上げを検討すべきである	農業集落排水事業の経費回収率は全国平均より低い状況ですが、使用料の値上げは使用者の負担増となることから他の生活排水処理の手法との公平性も考慮しながら使用料水準の適正化を検討していきます。	検討中
201	上下水道部	下水道業務課 (営業管理課)	第6 農業集落排水事業特別会計 2. 水洗化率 (1)水洗化率の現況 水洗化率がこの5年間伸びていない、3年以内に改造しない者については改造命令も視野に入れて検討すべきではないか。	改造命令については個人の財産に関わり、高齢者世帯による家屋の将来的利用が見込めない、経済的に困窮している等の事情があり、実施する個別具体的な判断が難しく実施に至っていません。 ただし、下水道整備区域の拡大と、これに伴う水洗化率の向上により、快適な市民生活が確保される。農集を含む下水道への接続率の向上対策として、将来の供用開始前の地元説明会、下水道フェアなどの水洗化普及イベントを利用して、市民に下水道事業に理解と協力を得ることで接続率の向上を図っています。また、現在までの接続状況を踏まえて訪問方法による接続指導を実施しています。さらなる接続率向上を図るため今までの結果を踏まえた効果的な訪問接続指導を検討します。	今後の措置方針を決定
202	上下水道部	下水道建設課 (下水道施設課)	第6 農業集落排水事業特別会計 2. 水洗化率 (2)各浄化センターの処理施設の処理人口と水洗化可能戸数に係る人口との関係 施設の処理能力人口に対し、接続可能人口に30%以上の余裕がある、そこまでのゆとりは必要なのか。	30%以上の余裕があるというのは、水洗可能人口(=居住人口)のみで比較した場合であって、施設の処理能力人口は、居住人口と流入人口を見込んでいます。	意見に対する見解
203	上下水道部	下水道業務課 (営業管理課)	第6 農業集落排水事業特別会計 3. 一般会計繰入金 (2)地方債元利償還金の償還財源について 少子化等による税収不足、財政悪化が懸念される中、一般会計からの繰出しによって使用料対象経費である元利金償還を負担している状況は好ましくなく、繰出基準を明確化し、使用料値上げの検討も必要と思われる。	農業集落排水事業の経費回収率は全国平均でも低い状況であり、久留米市の場合も使用料だけでは維持管理費を賄っていない状況ですが、使用料の値上げは使用者の負担増となることから地域の特性等も考慮しながら慎重に検討を進めていきます。	検討中

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
203	上下水道部	下水道施設課	第6 農業集落排水事業特別会計 4. 経費支出 (1) 役務費の中の手数料および委託料の内容 業務処理方法の統一や共同化による委託料等の節減の検討が必要と思われる。	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づき、維持管理業務を代替業務としており、今後も個別に委託を継続する必要があります。業務処理方法については、平成23年度より委託料積算単価等の統一化を図り、また、汚泥引扱手数料単価の低減も平成23年度に実施して、経費削減に努めています。	措置済
204	上下水道部	下水道業務課	第6 農業集落排水事業特別会計 5. 滞納債権 不納欠損処理について 滞納管理のためにも訪問記録カードは必要である。不納欠損しないように、色々な手法の採用により、強力に回収を図るほか、「裁判所への支払督促の申立て」も検討すべきである。	田主丸地区において訪問記録カードを作成したので、それを基に今後の滞納者管理を行っていきます。	措置済
216	上下水道部	下水道業務課	第7 特定地域生活排水処理事業特別会計 1. 使用料単価と汚水処理原価 (1) 使用料の適正化について 適切な使用料の設定を行い、維持管理費を負担できるようにするか、維持管理経費を削減することが必要ではないか。	浄化槽使用者へ適正な使用の啓発を図ることにより、浄化槽への負荷を低減し維持管理費の削減に繋げるため広報紙を通じて指導を行いました。また、使用料の未納がないように未納者に対して督促・催告・臨戸訪問を実施しました。 督促 6回 ¥3,328,800 催告 5回 ¥504,000 臨戸訪問 12回 ¥1,663,600 (平成24年度実績)	措置済
216	上下水道部	下水道施設課	第7 特定地域生活排水処理事業特別会計 1. 使用料単価と汚水処理原価 (2) 維持管理費の節減について 維持管理業者の契約方法が、随意契約しかありえないのか検討すべきである	当該業務は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の趣旨に基づく代替業務として位置づけており、今後も維持管理業者への代替業務として提供する必要があります。	措置しない

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	措置内容/意見等に対する見解等	対応状況
225	健康福祉部	健康保険課	第8 後期高齢者医療事業特別会計 後期高齢者医療の保険料は平成21年度低下し、県平均を下回っており特別徴収の推進や徴収事務の強化をすべき	特別徴収の対象者となる方については、極力特別徴収を進める他、現に滞納している方については、10月及び2月を後期高齢者納強化月間として休日臨戸等を実施し徴収の強化を図っております。	措置済
241	子ども未来部	家庭子ども相談課	第9 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 1. 償還率の向上 (1)回収業務の民間委託(2)償還率 回収業務を民間に委託して一定の成果を挙げている自治体もあり、民間委託を早急に検討すべきである。 また、他都市と比較して現年度の償還率が低いこと、過年度分の償還率は極端に低下する傾向にあるため、今後の対策としては現年度分の償還に努力すべきである。	回収業務の民間委託については、県や中核市の実施状況を調査し、成果や課題を整理しています。民間委託については、長期的な見通しを持って、導入時期等を今後も引き続き検討する必要があると考えています。 また、現年度分の償還につきましては、償還指導員が夜間や休日にも訪問を実施している他、償還指導の対象者を3ヶ月以上から2ヶ月以上の滞納者に改めるなど、初期対応を改善し、償還率の向上に努めております。	検討中
242	子ども未来部	家庭子ども相談課	第9 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 2. 不納欠損処理 過年度調定分の占める割合が全体の調定額の6割近くになっていること等から、適時に欠損処理を行い過年度分の減額を図ることが望ましい。	債務者全員が免責許可決定を受けている貸付については、不能欠損処理を行っており、不能欠損が可能なケースについては、今後も積極的に処理を実施していきたいと考えています。 また、処理基準につきましても、先進事例等の調査を行い検討していきます。	検討中
242	子ども未来部	家庭子ども相談課	第9 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 3. 違約金 調定に対する収入の割合は、(サンプル調査によると)5%程度とかなり低いことから、回収努力が望まれる。	低下傾向にある償還率の現状や費用対効果を考えると、元金及び利子の償還指導が中心になります。違約金の回収指導のあり方については今後も引き続き検討していきます。	検討中
242	子ども未来部	家庭子ども相談課	第9 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 4. 諸変更、移動等 借受人が死亡した場合等、連帯借受人又は相続人から債務継承届を提出させるべきである。また、その際、久留米市が取った手続きを明らかにするために、処置を記録しておくことも必要である。	債務の継承者の償還に対する意識付けになるため、現在債務継承届の提出を求めており、処置内容についても記録しています。	措置済